

防人計第11763号
18.12.28
防官文(事)第18号
27.10.1
最終改正 防人服第7222号
令和5年3月30日

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

海外渡航承認申請義務に関する懲戒処分等の基準について（通達）

標記について、下記のとおり定め、平成19年3月1日から実施することとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1 趣旨

隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員（予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び非常勤の職員（自衛隊法第41条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員を除く。）を除く。以下同じ。）が、海外渡航承認申請義務に関する違反行為を行った場合に係る懲戒処分等の基準（以下「処分基準」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 定義

(1) 「申請手続」とは、隊員の分限、服務に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号。以下「訓令」という。）第15条の2第1項本文の規定により、隊員が国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合に、あらかじめ、その承認権者に海外渡航承認申請書（以下「申請書」という。）を提出する手続をいう。

- (2) 「渡航内容等」とは、訓令別記様式第5の申請書に記載すべき事項（所属、官職・階級（級）、氏名、渡航先、旅行日程、渡航目的、招へい者、旅費負担者、同行者及び渡航期間中の職務の処理方法）をいう。
- (3) 「海外渡航」とは、隊員が国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航することをいう。
- (4) 「無断渡航」とは、隊員が訓令第15条の2第1項ただし書の規定により海外渡航すること（以下「緊急渡航」という。）を除き、申請手続することなく海外渡航することをいう。
- (5) 承認権者等とは、承認権者及び海外渡航承認（不承認）書を交付する事務を行う者をいう。
- (6) 「禁止国」とは、外務省の渡航情報で「退避を勧告します。渡航は延期してください。」との勧告が発せられている国又は地域をいう。
- (7) 「注意国」とは、海外渡航承認申請手続の細部実施要領について（防人計第11762号。18. 12. 28）第3項第1号イ又はエにおいて言及された国又は地域のうち、禁止国以外のものをいう。

3 処分基準

海外渡航承認申請義務に関する違反行為の具体的類型例に応ずる違反態様は別紙第1のとおりとし、その違反行為に応ずる処分基準は別紙第2のとおりとする。

4 教育等

大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官は、違反行為及びその処分基準の周知徹底を図るため、隊員に対し、必要な教育等を実施するものとする。

5 その他

- (1) この通達の規定は、平成19年3月1日以後に違反した行為について適用し、同日前にした違反する行為については、なお従前の例による。
- (2) この通達に定めるもののほか、海外渡航承認申請義務に関する違反に係る懲戒処分等の実施について必要な事項は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第22条の規定による防衛大臣の承認を得て定める基準により行うものとする。

海外渡航承認申請義務に関する違反行為の類型例

違 反 行 為 の 類 型 例	違反態様
(1) 申請手続が間に合わないと考え、無断渡航すること。 (2) 申請手続の制度があることを知らずに、無断渡航すること。 (3) 申請手続が面倒なので、無断渡航すること。 (4) 申請手続において不承認とされることを憂い、無断渡航すること。 (5) 申請手続を忘れ、無断渡航すること。 (6) 申請手続において真実の渡航内容等を知られたくないため、無断渡航すること。 (7) 海外渡航することが憚られるため、無断渡航すること。	無断渡航
(1) 申請手続の結果、不承認とされたにもかかわらず、海外渡航すること。 (2) 申請手続において不承認とされることを憂い、虚偽等の不正な申請手続を行い、海外渡航すること。 (3) 申請手続において真実の渡航内容等を知られたくないため、虚偽等の不正な申請手続を行い、海外渡航すること。 (4) 申請手続が間に合わないと考え、虚偽等の不正な申請手続により、海外渡航すること。 (5) 訓令第 15 条の 2 第 1 項ただし書に規定する場合に該当しないにもかかわらず、虚偽等の不正な手続により、緊急渡航すること。	申請者に係るその他の義務違反
(1) 申請者から申請期日までに申請書を受理したにもかかわらず、必要な手続を怠り、当該申請者の渡航前までに申請者に海外渡航承認書（不承認書）を交付しないこと。 (2) 申請者から申請期日までに申請書を受理したにもかかわらず、必要な手続を怠り、虚偽の海外渡航承認書（不承認書）を交付すること。	承認権者等に係る義務違反

海外渡航承認申請義務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準

第1 基本事項

- 1 本処分基準は、違反行為の態様に応じて基本となる処分基準を示したものである。具体的な処分量定の決定に当たっては、故意・過失の程度、違反行為の内容の他、部内外に与える影響、違反者の職責・階級、平素の勤務態度及び既往処分等も含め、総合的に考慮して判断するものとする。
- 2 本処分基準の基準表で示す標準例は、違反態様の代表的な例を選び、標準的な処分基準を示したものであり、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分以外の処分をすることができる。

第2 処分基準

○基準表

違反態様	処分基準	標準例
無断渡航	停職、減給、戒告、訓戒又は注意	6回以上無断渡航した場合又は禁止国に無断渡航した場合は、停職の軽処分 2回以上5回以下無断渡航した場合又は注意国に無断渡航した場合は、軽処分（戒告を除く。） 1回無断渡航した場合は、軽処分以下
申請者に係るその他の義務違反	停職、減給、戒告、訓戒又は注意	申請手続の結果、不承認とされたにもかかわらず、海外渡航した場合は、停職の軽処分 虚偽等の不正な申請手続により、海外渡航した場合は、軽処分（戒告を除く。） 訓令第15条の2第1項ただし書に規定する場合に該当しないにもかかわらず、緊急渡航した場合は、軽処分以下
承認権者等に係る義務違反	停職、減給、戒告、訓戒又は注意	申請者から申請期日までに申請書を受理したにもかかわらず、必要な手続を怠り、申請者の渡航前までに海外渡航承認書（不承認書）を交付しなかった場合は、軽処分以下